## 平成21年6月11日

会議録 審査内容

◇会 議 録

1 日 時 平成21年6月11日

開会 10時 閉会 13時25分

2 場 所 幕別町役場5階会議室

3 出席委員 5名

委員長 前川雅志 副委員長 斉藤喜志雄 委 員 中橋友子 中野敏勝 芳滝 仁

議長 古川稔

4 欠席委員 杉坂達男

5 事務局 局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 金田恭之

6 説明員 幕別町長 岡田和夫 副町長 高橋平明 副町長 遠藤清一

企画室長 佐藤昌親 建設部長 高橋政雄 経済部長 飯田晴義

土木課長 角田和彦 都市計画課長 田井啓一

7 審査事件 議案第46号 町道の路線廃止及び変更について

陳情第10号 町道豊町16号通廃止反対の陳情書

陳情第11号 コープさっぽろ札内店出店の早期実現を求める陳情

陳情第12号 「勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構

築に関する要望意見書」の提出を求める陳情書

陳情第13号「北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書」の提出

を求める陳情書

陳情第22号「経済・雇用危機から雇用を守る対策の抜本的強化を求める

意見書」の提出を求める陳情書

陳情第8号 パークゴルフ場「エルムコース」の復元について

8 審查結果 別紙

## 審査の経過

(平成21年6月11日 9:59 開会)

## [開会]

○委員長(前川雅志) ただいまより、産業建設常任委員会を開会いたします。

本日の議案につきましては、お手元の配布のとおりでございます。

ここで、諸般の報告がございます。

○事務局長(堂前芳昭) 杉坂委員より、本日欠席する旨の届出がございましたので報告いたします。

## 「議題の宣告]

○委員長(前川雅志) これより、議事に入ります。

それでは、本委員会に付託されました議案第46号、町道の路線廃止及び変更についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長(高橋政雄) 議案第46号、町道の路線廃止及び路線変更につきまして、説明をさせていただきます。

本会議におきまして、副町長より提案説明させていただいておりますので、重複する部分もありますのでよろしくお願いをいたします。

本路線は、昭和54年度から平成3年度に実施いたしました、幕別町札内北区画整理事業により道路整備、上水道整備を行い、昭和63年度2月18日に町道認定を行い、平成3年8月の換地処分に伴い幕別町へ帰属された道路幅員8メートルの団地内区画道路であります。

その後、町施工により下水道整備を行い、処理区域として報告され現在に至っているところであります。

このたび、道路法並びに町道廃止基準の規定に基づいた町道廃止申請が提出され、町道豊町16号の南側面積8,235平米と北側面積4,151平米、更に、廃道後の敷地面積997平方メートルを含めて現在個々の宅地利用地としてされております土地を、一体として利用する計画が示されました。

一体的土地利用の計画内容は、商業施設コープさっぽろの出店計画であり、店舗面積は約4,851 平方メートル、駐車場、通路等を含めた敷地面積は1万5,563平方メートルの計画であります。

町道廃止申請は、廃道部に隣接する方全員の6名の連名で申請され、同時に廃道後の敷地払下げ申請につきましても、廃道申請者の中の1名の方から申請がなされたところであります。

廃道にあたっては町として、道路の性格や位置づけを考慮しながら申請理由の妥当性、周辺住民への影響、町への影響などを検討し判断することとなります。

申請理由は区画整理後、約20年が経過し、様ざまな土地利用がなされてきましたが、近年、土地 的利用がされない土地が発生している中、新たな展開として商業的土地利用への区画変更を計画さ れたもので、都市計画法、建築基準法、道路法等の関係法規に即しているものであり、都市的未利 用地を解消する、解消を図る観点から、この計画を推進するべくものと判断したところであります。

次に、周辺住民への影響につきましては、申請後、類似道路であります豊町南本通との交通量の 比較調査を行い、本路線の自動車の交通量は約130台、12時間の一方向でありますが、類似道路の約 半数の交通量でありました。 結果、一般交通には大きな支障とはならないものと認められると判断したところであります。

しかしながら、開発は商業施設であることや地域の皆さんが国道の副道的に利用されていることなどを考え、迂回道路となります、配布させていただきました配置計画図をご覧ください。

豊町東本通からピンク色で示しました町道を通り、札内9号通までの町道の道路拡幅を予定しており、現在8メートル、1メートルの歩道、6メートルの車道、1メートル、合計8メートルであります道路幅員を10メートル、1メートルの歩道、6.5メートルの車道、2.5メートルの歩道に拡幅して自動車並びに歩行者の安全を図る経過となるよう、協議を行っているところであります。

また、自転車、歩行者の交通量でありますが、約40人、同じく12時間の一方向で類似道路より3割ほど少ない状況でありました。

とはいえ、本路線は通学や買い物など、子どもやお年寄りの方が多く利用されているものと思われますことから、開発計画の中では図面の黄色で示した部分になりますが、現在の通行する形態とはほとんど変わらない通路や、国道への歩道へ通行できる自転車、歩行者の安全な通路の図るよう協議、指導を行い開発事業者の方からは了解を得ているところであります。

なお、開発計画に伴う道路計画や地方道の計画のほか、出店計画の内容について5月14日と6月7日の2回の住民説明会を開催したところであります。

次に、町への影響でありますが商業施設立地による地元商店への影響が懸念されるところでありますが、まちづくりを進める上で土地利用の促進、税収確保、雇用の促進、生活利便性向上、定住促進など多面的に町の発展に寄与するものと考えているところであります。

なお、廃止後の予定でありますが廃止決定後は、道路法92条では廃止にあたって4カ月間は現状のまま管理を行い、一般通行人の便益を配慮するよう規定されており周辺住民の方へ周知を図ってまいりたいと考えております。

また、廃止決定後は道路関係、上下水道処理関係のほか緑地建築物、駐車場の問題など開発計画 全体につきまして開発事業者の方が、町のほか公安委員会、国道管理します開発建設部なども協議 を行い、都市計画法第29条の開発行為の申請を行うこととなります。

更には、大型商業施設の設置にあたっては、開発事業者に周辺地域の生活環境への配慮を求める 制度として、大規模小売店舗立地法が制定されております。

この制度では6月7日の住民説明会においても説明をさせていただきましたが、周辺環境へ配慮した配置計画などのほか、開店後における交通、騒音等の影響を緩和し、周辺の生活環境との調和を図ることを目的とする制度でありまして、今後、更に住民説明会なども義務づけられておりますことから、住民の方が心配される環境悪化にならないよう、町としても開発事業者に指導行ってまいりたいと考えております。

次に、豊町10号通と豊町17号通の路線変更でありますが、先に説明いたしました豊町16号通の路線廃止により、それぞれの路線の起点、終点を延長し一般交通の支障とならないよう交通網とするものであります。

以上、私からの説明を終わらせていただきます。

○委員長(前川雅志) 説明が終わりました。

これより議案第46号に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

中橋委員。

○委員(中橋友子) 本題の入り口の議論ということになろうかと思いますけれども、実はこの計

画が一般町民の方に知らされたのは、4月の24日のマスコミ報道じゃなかったかというふうに思います。

私ども議員にも、そのほんの数日前にお知らせをいただいた経過があるのですけれども、こういった町の公共施設を変更する場合に、一番影響出るのは地域住民の方だというふうに思うのですよね。

それで、これまでも私ども議会の中では町道の廃止ですとか、あるいは新設などについて、それ ぞれ目的を持って提案されて、議決してきた経過ございますけれども、その都度、あった問題とし て住民の方たちはその決定ありきということで、お知らせが決まってから来るような状況が強いの だという声がありました。

今回も同じような意見がありまして、それでですね、これまでも何回か経過についてとはご説明はいただいてきて、重複する部分もあるかとは思うのですけれども、改めてこの計画がいつ町の方に、打診も含めてお話があって、そしてどういう手順で今日を迎えているのかその日程の手順ですね、プロセス、これについてご説明をいただきたいと思います。

- ○委員長(前川雅志) 企画室長。
- ○企画室長(佐藤昌親) これまでの時系列的な、その協議の内容ということでご質問が上がって おります。

これまで、議員協議会の中で、あるいは議員懇談会の中でも説明をさせていただきましたけれども、一番最初に豊町16号通の一部を廃止について町の方にその話がありましたのは、今年の2月から3月にかけてというのがまず一番最初でありました。

その中身につきましては、札内豊町に出店について計画を事業者の方がしており、予定区域内に 地権者の皆さんとの間でですね、一定の合意が整いつつあると、完全に整っていないでなく、整い つつあるという状況でありますから、今後、開発計画、更にはその土地に伴う町道の一部の廃止に ついて町と協議をさせてもらうことになりそうだというのが一番最初でありました。

その後、4月に入りまして事業者の方から開発に向けてのスケジュール案が町に示されたと、そして2010年7月のオープンを予定されているという話があったところであります。

その後、4月30日に開発予定区域内の町道廃止部分に接する地権者の方から、連名で先ほども説明ありましたように町道の一部廃止の申請があったところであります。

経過として前段はそういう経過となったわけであります。

以上でございます。

- ○委員長(前川雅志) 中橋委員。
- ○委員(中橋友子) そうしますと、一番最初に幕別町にお話が届いた2月から3月ということで、 ここにもちょっとずれがあるのですけれども、正式には4月の30日に申請があったということです ね。

新聞報道が24日で、その後、住民説明会ということが5月の14日でしたか、それと6月の9日、7日でしたか、ということで2回行われてきたということなのですけれども、こういうそのここの住宅地は先の協議会でご説明いただきましたけれども、第2種の中高層専用地域ということでありました。

この第2種というのは第1種と違って、そういったその商業施設等も建設することが可能な地域だということを聞いております。

しかし、住民の方たちはこの地域は住宅地として豊町、隣接は暁町ですとかこちら側には新北町

ありますけれども、一体の住宅地として土地を求められて住んでおられる、こういう方が多いと思います。

現に今もその住宅は建てられている、建設中の住宅もあるというふうに思います。

そういう方たちの多くは、やはり静観な住宅環境を求めてここが住宅地であるからということで、 求められている人が多いと思うのですけれども、それがこういうふうに事業開発計画があって、そ れで町道廃止も含めて変更になってくる、変更ではないですね、そういう計画が持たれるというこ とになった場合に、いち早くやはりそこの住民の方に、その住民の方たちは住宅地だと思って来て いるわけですから、ですから変更することの合意を得る努力というのが必要じゃないかというふう に思うのです。

そこが、今回は4月30日に申請が上げられて、まだ4月の末ですから中5月ということで、今日6月の頭で1カ月間くらいの間の出来事ですよね。

この中で、その決定していくということに、やはりその住民の方の不安が生まれてきたというのが、私は非常に大きかったのではないかというふうに思うのです。

そこで、説明会5月の14日に第1回やられてはいるのですけれども、このときも聞くところによると既に業者の方と一緒に、説明はしなかったけれども来られたというようなことも聞いておりまして、そういうことが決定ありき、もう決まったのだというようなことで、住民の方に映っているというそういうその声が大きいのです。

ですから、町としてこういう計画が上がった場合に、その協議会の中でも意見、委員からありましたけれども、その協働のまちづくりとして、住民の合意を得るその努力をどう図っていくかというところが、私は非常に欠けているのではないかというふうに思いました、率直に。

それで、こういった短い期間に行政として具体的な話をするときには架空にはできませんから、 その計画を進めるその難しさというのがあるのだと思うのです。

どの時点でどういう説明できるのかとか、そういうことあるのだと思うのですけれども、やはり その最初の説明会に業者と出向くようなことになれば、私はやはり住民不在のそのやり方でなかっ たかと、率直に思ったわけです。

その辺についてのお考えと、それからまずその住民の合意を得るためにどんな努力をされてきているのか伺いたいと思います。

○委員長(前川雅志) 企画室長。

○企画室長(佐藤昌親) 確かにマスコミで報道から一番最初に知られるということになるわけですけれども、ただ私どもといたしましては地元説明に入る場合には、実はこれからそういうふうになりそうだという前段で、ちょっとお話を申し上げるのはいかがなものかということもありまして、4月30日に申請が本当に上がってきたぞと、そのことをもって事業者の方のその意思がそこに表れるということでありますから、その後に速やかに説明をさせていただきたいというふうに考えていたところであります。

とはいえ、事業者の方が前段に商工会の方にも挨拶に行って、というようなことも新聞に報道されてですね、そういう意味では結果として住民の方々がまるで最初から決まっているかのような発言があったのは事実でございます。

そういうふうに思われたことにつきましては、大変そういうつもりで動いたわけでも当然ありませんし、そういうふうに住民に思わせてしまったということについては、私どもも反省しなければなりませんが、ただ現実に繰り返しになりますけれども、申請があったその時点からということで

説明することがやはり私どもの責任ある立場だろうというふうに思ったところであります。

最初の説明会の第1回の中でも、新聞にそういうふうに、結構具体的に事業者の計画の中身が出てきた、掲載されていたものですから、当然町道の廃止だけの説明ではもし説明会を開くにしても、住民の方は納得は当然していただけないだろうと、逆に町道の廃止と切っても切り離すことのできないこの事業計画、そのものもどういうことなのだろうということの質問が当然あるだろうし、いや、そのことはちょっと本日はできませんということも、行政としてはあってはならないだろうということも考えまして、まだまだ計画が固まっていない段階とはいえ、そういう事業者の方がたの計画に対する思い等々については、発言できることについては発言していただこうという思いもあって、同席させていただいたと、結果的にはその時の会議の中では、本日は町道の廃止のことだけなのだから、事業者の方はこの会場に本日出席しなくてもいいというような大きな声があったものですから、そのことを確認いたしまして、その場で確認いたしまして、事業者の方がたについては退席願ったということでございます。

ただその質問の中でですね、廃道ばかりの話ばかりではなくて、一件、事業者として、ここの道路が廃道できないとなるとどうなるか、廃道しないで事業計画ができないのかというようなちょっと質問も事業者の方が出た後ですけれども、確かにそういう質問もあったかというふうに記憶しております。

ただ、事業者の方がその場にいらっしゃらなかったものですから、その回答についてはできませんでしたけれども、2回目の説明会でまた同じような話が出まして、過日も説明させていただきましたけれども、事業者としてはやはり廃道して一体的に南北の土地を使いたいと、そうでなければ、やはり安全上の問題等々からですね、これは出店できないのだということを表明されたところであります。

- ○委員長(前川雅志) 中橋委員。
- ○委員(中橋友子) 申請が出た上でスタートしなければならないということであります。

そうしますと、結局申請が正確に上がったのが4月の30日でありますから、第1回目の説明会が 5月の14日になったということですね。

しかしこれから、この町道の問題については、それぞれ今回住民の方からの直接の要望、陳情書というのが上げられているということ考えれば、やはりそのとき、その住民の思いというのは14日と9日とやられてきたけれども、まだまだその十分なものでないから、もっと言えば理解がされないそういう状況にあるから、こんなことにも至っているのではないかというふうに思うのです。

考え方としては、やはり申請が上がってからでなければ駄目だということであれば、申請が上がってからまず優先すべきことは、その全体の住民の合意を得るための努力を、重ねて重ねてやった上で、議会に条例案として出してくるという手順が大事ではないかなというふうに思うのです。

その点ではやはり私は不十分だというふうに一つ思います。

それと考え方の2つ目なのですけれども、結局その開発計画は業者がこういう事業をしたいということで、廃止のその申請を上げてきたわけだから、つまりその住民によりわかっていただくためには、業者と一緒でないと全体像が見えないのだということでありました。

確かにそういう側面もあろうかと思います。

でも私は、あくまでもその町道を管理する行政として、町として、どんなまちづくりをするのか、どういうふうにするのかとうのがやはり町の権限であり、町の判断で行っていくということですよね。

そうなってくると、例えば開発業者が色んなこと言ってきたと、こうしたい、ああしたいという ことについても、まずは住民とお話するときには、それは町の考え方としてきちんと示すことであ って、業者と一緒にやることではないというふうに思うのですよね。

そのことのほうが、住民の方がより理解するということ、つまり、もっともっと、町としてその 廃道に繋がる全体計画も含めて、町のまちづくりの考え方としてこうなのだという提示を自らがき ちんと行っていく、その姿勢を持ってして住民に理解を求めていくということも非常に大事ではな いかというふうに思っています。

その点ではどうですか。

- ○委員長(前川雅志) 高橋副町長。
- ○副町長(高橋平明) 住民に対しての十分な説明をというか、理解を得られるようなことをということでありますけれども、先ほども企画室長からご説明を申し上げたとおり、4月の30日に申請を受け付けました。

当然ゴールデンウィーク等があって、それとご案内を差し上げなければならない、会場も確保しなければいけない、そういった部分がちょっとありまして、5月14日が第1回目となったということをまずご理解いただきたいと思います。

ただ、説明、まず廃道させて、廃道について住民がどのようなご意見を持っているか、それをまず第1回目はお伺いしたいということで言っておりました。

ただ、廃道、なぜ廃道するのかという理由が今言ったように、商業施設の進出でありますから、 その部分について、先ほど繰り返しになりますけれども説明、もし質問があれば説明もしたかった というのが正直な気持ちでございます。

その後についても、まちづくりの理念、私どもの方では廃道そのもの交通量ですとか、それは交通量が少ないですとか多いですとかというそれは当然道路ですから、その調査をさせていただきましたし、ただ少ないというだけで廃道しようということでは当然ありませんし、その土地利用どうされるのか、その土地利用がこの幕別町にとってどのような方向に向かっていける土地利用なのか、そこを十分に勘案させていただいて、その部分についても説明会の中では、お話をさせていただいたというふうに私どもは思っているのですけれども、ご理解をいただけない部分はあろうかと思います。ただ、そういった町、この幕別町をいかに活性化をしていくか、何と言いますか、ほかの町に比べて魅力の少ない町に決してしたくないという思いがありますので、魅力ある幕別町の為にこういったことも必要だという判断の上で、それこそですね定例会のギリギリまで判断を待ってですね、させていただいたというところがありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

- ○委員長(前川雅志) はい、ほかに質疑はありませんか。 中野委員。
- ○委員(中野敏勝) 住民はかなりこの心配をされて、廃道についてはして欲しくないという人がかなりいるわけですけれども、この廃道に至ったこの提案されたこの部分というのは、開発者側の提案であるか、町の提案であるかということを伺っておきたいと思います。

それから、どのような形でどのような判断をされて、今色々説明がありましたけれども結論を出しているのか、また、次に廃道が決まったときの、町有財産になるわけですけれども、これの処分方法をですね、これについてお伺いしたいと思います。

また、地域住民の意向をどのように捉えているのかということです。

反対者がかなりいるわけですけれども、今も色々お話がありましたけれども、理解をさせる努力 といいますか、そういうものをやっていないのではないかという気がいたします。

更に、この住民と商工会の意向を聞いて判断と答えている、どう判断したのかこの辺も聞きたい と思います。

交通安全の体系なのですけれども、この図面を見て色々聞いてみますと、店の前に車道、歩道と それから自転車の通れる道路を作るというようなことを言っておりますけれども、非常にこの部分 でも心配をされている住民が多いわけです。

高齢者等が店に来て、そして自転車との接触をしたりして事故の起きる可能性もあるのではないかというような心配もされているわけですけれども、その辺も伺っておきたいと思います。

また更に、この地域の住民というのは住宅地だから、静かで落ち着いたところと思ってこの住んでいるわけですけれども、この住宅地にこのようなものを建てられて、町の考えひとつでその人たちの生活を脅かしてしまうのではないかというような心配もあるわけです。

最後に、この中心商店街の空き店舗対策と、街道の開発の今回の開発の整合性というか、こうい うものについて伺っておきたいと思います。

更に、廃道申請の資料、これを求めたいというふうに思います。

この辺についてお願いいたします。

- ○委員長(前川雅志) 建設部長。
- ○建設部長(高橋政雄) 最初に開発計画の経過という中で、実際に町の方からこういう形に廃道して土地利用を図る、あるいは開発事業者さんがというご質問かと思いますけれども、最初の中で説明をさせていただきましたけれども、いわゆる約1.5~クタールの面積をこの規模の商店であれば、一体的土地利用を図らなければ出店はできないというお話がございまして、その段階ではこの道路が廃道できなければ、開発できないのでというお話がございました。

その経過に基づいて、先ほども説明いたしましたけれども、都市計画上、道路法上どうなのかということも考えながら、一体的土地利用の推進すべきという判断の基、こういう経過に至ったところであります。

次に、廃道後の処分方法ということでございますけども、先ほど説明しましたように廃道申請と同時に払下げ申請が提出されておりまして、町のこういった部分のいわゆる行政財産から普通財産になった後の処分方法といたしましては、土地利用の形態により一般公募で図るべきなのか、あるいは、そこに隣接する人がたの土地に払下げするという随意契約の方法でいくべきなのか、それは土地の形態によって判断をさせていただいておりますけれども、廃道後になりますと8メートルの120何メートルという整形地の土地ということで考えますと、そこに隣接する方が一番土地利用を図るべきだろうと、逆に言えばそれでない人がそこを求めた場合には、そこに土地を持っておられる方が不利益を被る、いわゆる接道義務がなくなるですとかといった場合に、その人の土地利用が図れない状況にもなりますので、そういった場合には随意契約によってという形で入札には適さないという判断をさせていただいて、地方自治法に基づいて処分をさせていただくという運びになります。

その場合、あくまでも地価相場の評価というのも当然かけまして、その中で単価なども決めて処分をしていくという運びになります。

それと、住民への周知ということでございますけども、先ほども説明いたしましたように、申請があって1回目の説明会、更には2回目の説明会という形になってきたわけでございますけども、

その申請があった後、公区の方にご案内を申し上げた段階で、ご存知のようにその廃道に対する反対陳情が上がってきたということもございまして、当初から説明会は予定はしてはいたのですけれど、そういう段階でそういうことがあったということで、その個々の方にそれぞれ反対されている方に説明するのが本来なのかなということもありますけども、1回目の説明会の中では、かなりその廃道することの問題に周知されたというところもありまして、個々に回って皆さんのご意見を聴くことも本来なのでしょうけれども、更に反対もあり、賛成もあり、陳情もありました。

その中でいきますと、やはり両方の意見も聞きながら進めなければならないということで、2回目の説明会を開催させていただいて、皆さんがどう思っているかということも聞きながら作業を進めてきたところであります。

それと、4番目の交通安全のということで、自転車歩行者の通路の問題でございますけども、これは開発者さんと協議をさせていただいている中では、いわゆる自転車歩行者の方が遠回りになるということは、大変これ先ほども申し上げましたけども、子どもさん、老人の方が使われているという意味では大きい回り、通路にならないような動線が持っていかれないかという協議をしまして、こういう形で黄色の部分は通路を確保しようということになったわけですけれども、特に自転車歩行者の交通量というのは、朝の7時から9時という通学時間帯というのが多いという結果が出てまいりました。

スーパーの場合、約9時から10時ということでは、この前を通ったところの段階では支障はないのかなと思うのですけれども、帰宅時にはバッティングするところもありますので、この部分については店が事故など起こらないようにという意味では、国道へアクセスする道路なども確保するということで、より通学路の安全を図れるような配慮もしなければならないという協議に基づいて、図面でも示した歩道も十分確保しなければならないという経過に至っております。

用途、先ほど住宅地として整備をされたということでございますから、そこに来られた方、住宅地として静かなところということで求めてきたということでありますけれども、確かにそういう区画整理の中では宅地としての整備をさせていただいたという経過でございますけれども、これは説明の中でも申し上げていますけれども、都市計画といいますか土地利用といいますか、20年の経過が経つという中では、新たな計画もこれ当然出てくるのかなというふうに考えております。

札内地域、特にそういう変更も多いところでございますけども、そういった都市計画問題上でだんだんまちづくりは変わってくるというのは、これは致しかたないことなのかなというふうに考えてもおります。

それとここの住宅地、町道廃止予定の北側ですけども、用途的に二種中高層住居専用地域ということで、地域につきましては暁町とはちょっと一風変わっておりまして、用途が違いまして、中高層という専用地域ということの中で、本来そこで可能な建物といいますと、商店でいいますと1,500平米までのものはその用途の中で立てられる用途、あるいは共同住宅などにつきましても、マンション形式のものを建てられる用途、そのほか、事務所等の可能な用途という指定になっておりまして、その辺が住宅地として買われた方と、用途的には相違がある部分なのかなというふうに考えております。

○委員長(前川雅志) 経済部長。

○経済部長(飯田晴義) 空き店舗対策との整合性というご質問でありましたけれども、空き店舗対策についてはこの4月から、市街地旧商店街といいますか地元商店街に色々シャッターが下りた店なり事業所が目立ってきたということで、これは何とか1軒でも2軒でも店を新たに開いていた

だく、あるいはサービス業の方が入ってもらう、あるいは商工会等の団体が実験的店舗、あるいは そのアンテナショップ、あるいはお年寄りのたまり場といいますか、そういう形で利用してもらう ことで商店街に人を寄せよう、足を運んでいただこうというそういう趣旨から、商工会と我々の意 見が一致しまして始めさせていただいたものであります。

現状で消費者動向等を考えた中で、大型店の役割、地元商店の役割というのは、おのずと一定の 考え方というのか整理がされているのかなというふうに我々感じております。

地元の商店街の利用者といいますは、専ら足のない方といいますか、お年寄りでありますとか、 あるいは古くからのお馴染みさんが専ら利用されている、あるいは普段は大型店に買い物に行くの だけれども、何かこう例えば醤油がなくなった、塩がなくなったといったときに、近いところに行 って利用するという方が、地元商店街の利用者であるというような認識を持っているところであり ます。

これらの方がたが、いつも行く店の隣がシャッターが閉まっていたというのが新たに事業者が開設された、あるいは店ができたといったことで、いつも行く店に行った際に、そちらの店にも寄ってみてそこでも買い物していただける、あるいは商工会等がコミュニティ施設的な使い方をしていただければ、そこにお年寄りが昼間集まっていただいて帰りに買い物していただくといったことで、消費の面でもいくらかでも地元に消費を戻そう、あるいは人が集まることで活気が出る、活気が出れば更にそこに人が人を呼ぶ、そういうような効果が望めるといったことから、今回の空き店舗対策をやらせていただきましたので、これらの利用者、地元商店街の利用者の方が、歩けない位置に大型店ができたからと言って、即その方が皆さん大型店に買い物に行く、利用するこということにはならないだろうというように思っております。

従いまして、整合性というよりは空き店舗対策は空き店舗対策としての効果が期待できるという ふうに、そういう認識を持っております。

○委員長(前川雅志) ただいま中野委員の方から、申請書類の資料請求がございました。 委員会の方で諮らせていただきまして暫時休憩させていただきます。

(10:41 休憩)

(10:42 再開)

○委員長(前川雅志) 休憩を解いて、再開をさせていただきたいと思います。

中野委員の方から、申請書類の資料要求、請求がありました、それにつきまして建設部長。

- ○建設部長(高橋政雄) 申請書につきましては、先ほど説明をさせていただきました周り廃道に接する方6名という申請でございますけれども、その内容につきましては多分に個人情報に相当する部分もございますので、この場では提出は控えさせていただきたいと思うのですけれども。
- ○委員長(前川雅志) 中野委員。
- ○委員(中野敏勝) ちょっと確認をいたしますけれども、廃道の申請受理をされて廃道提案された部分というのは町が提案されたということで理解してよろしいですか。

開発業者が提案されてきたというようなことと、町が、どちらがこの提案しているかというようなこと、さっき伺ったのですけれども、総合的にこの面積の関係でもって、そういうふうにして町が判断したということで受け取っていいのでしょうか、違いますか。

- ○委員長(前川雅志) 建設部長。
- ○建設部長(高橋政雄) 先ほど説明をさせていただきましたけれども、あくまでも廃道にあたっては道路法、町の廃道基準に基づいて開発者の方が申請をされてきて、それに基づいて町として、

それが妥当なのかどうなのかも検討しながら、今回提案をさせていただいたというところであります。

- ○委員長(前川雅志) 中野委員。
- ○委員(中野敏勝) 次のことも確認になりますけれども、廃道が決まったときの町有財産の処分の方法ということで、これは随意契約というような形で持っていくということになっている、これでよろしいですね、わかりました。

都市計画のマスタープランというのが幕別町にはございます。

これを見ると、国道の北側の部分のことが詳しく書いてあるところがあるのですけれども、その 部分というのは住宅地と位置づけている、両方には住宅、住環境の維持に努めますという文言が示 されているわけです。

これについてですけれども、町道を廃止していくことが、そういうものに繋がっていくのだろうかという疑問がございます。

これについては、いかがなものでしょうか。

- ○委員長(前川雅志) 建設部長。
- ○建設部長(高橋政雄) 都市計画マスタープランということのご質問でございますけれども、札内東地区、いわゆるこの地域の住宅地等に使われている用途のところにつきましては、今、中野委員が言われるような形の中で、住居としてこれからも土地利用を図っていこうという計画でございまして、その中でここの位置づけにつきましては、国道沿線につきましては、近隣商業地域ということで中心街的な要素もありますので、そこにおいては、商業など工業なども含めた用途に図っていこう、更にはそれから一歩差下がった地域については、先ほど説明をさせていただきました色んな住居系もあり商業系もあり事務所系もありという、だんだん国道から離れる中では、順次低層な住宅、いわゆる静かな土地の住宅地になっていくような都市計画マスタープランを立てておりまして、その用途に基づいて土地利用がなされていくのが、本来のマスタープランに基づいた計画であると考えております。
- ○委員長(前川雅志) 中野委員よろしいですか。 ほかに質疑はございますか。

芳淹議員。

○議員(芳滝 仁) 中橋委員が大まか同様するところをお話されたのですけれども、申請が上がって執りかかられたということで、その時点でどうしてその住民周知を、きちんと了解を取りながらされていく手法を取られなかったのか。

5月の19日の懇談会のときにも、私が拙速だということで申し上げた件について、やはり地域住民の方のそのご理解を得るということが、まちづくりとしてそのことにかかる前に、手順として大事なことではないのかということを申し上げておりました。

ところが、そのいきなり6月の議会にかかるということでありまして、非常にその乱暴なかけか たではないのかなというふうな思いがしております。

住民説明会を開かれて、先ほども住民周知が遅れて話をしているというふうなお話があったのでありますけれども、例えば隣接する地権者、これは帯広の方ですけれども、そのところには2回の住民説明会の案内が行っておりません。

そういうその説明会の持ち方ですね、その前にも経営者に対する、また住民に対するそのいわゆる配慮の仕方が非常に足らない形で進んできているのではないかということが1点あります。

その辺のその手順の問題として、非常に疑問が残っております。

私の店が出る前提として、まず町道の廃道すべきなのか、すべきではないのかというところのほうが、私はそのこれからの色んな広い意味での協働のまちづくりを含めた形の中で、重たいその議論として、していかなければならないのではないのかというふうに思っております。

先ほど建設部長のお話の中にもありましたが、賛成反対というふうなそのひっくるめてお話があったのですけれども、この町道廃止について、書面を出された方々につきましては中には、町のことは、店のことは触れていらっしゃらないのであります。

その方がたの中でも店を出すについては、別に真っ向から反対をしていくというふうな思いでない方が多いように聞かせていただいております。

だから、廃道反対だという人がコープ出店が、業者出店が反対だというふうなことではないのだということを、事実のこととして踏まえていただきたいと思うのです。

あと、その8千何名の出店の賛成の署名があって、そしてそちらの方から陳情が上がっております。

その方がたが、そしたら全部町道の廃止について賛成なのかというと、決してそうではないのだ ということです。

これはちょうど、署名を集めているときにその町内で花見がありまして、いわゆる70名くらいの 出席がありました。

その署名が回っておりまして、ちょうどその話題がそれで盛んになっておりました。

集めていらっしゃる方は、誰に頼まれて集めているのかと聞きましたら、いやわからないのだけれども、まあ、業者さんの方でないですかというふうなことでありました。

よく知っている方でありましたから、お伺いいたしましたら、その署名を集めている方もその計画の中に町道の廃道が中に入っているのだということは確認をされてないで、署名を集めておられたということがありました。

ましてやその署名をされた方々の多くが、その町道の廃道ということについて認識をして賛成の 署名をされたというふうなことではないのだろう、あくまで町道があろうがなかろうが、そういう ことは度外視して、店が来るのがいいよというような思いで、おそらく署名をされたのであって、 その辺は冷静に、やはり少し分けて物事を考えていかないと非常にそのリンクをされて、そして店 ありきだというふうな形で、町道のことに関して色があせて進められていくようであれば、それは 少しまちづくりのあり方として少し問題があるのではないのかなと、その辺をその2点目としてお 聞きをいたしたいと思います。

3点目としましては、町長は常に協働のまちづくりということを、おっしゃっております。

これはパートナーシップということで、地域住民の理解を得ながら、協力を得ながら、手づくりでまちづくりをしていくのだということが基本でありまして、私どもも町長のその方針に賛同して地域の人と共に手を携えて協働のまちづくりに進んでおります。

それは非常に私は正しい方向だし、そうでなくてはならないと思っております

今回、その地域の方がたが、非常にそういう意味で行政に対して不信感を持っていらっしゃる。 反対の署名までされて、その意見を自分らの主張をされていらっしゃるということがあります。

やはり店を出る出ぬということもあるのでしょうけれども、将来に渡ったそのまちづくりの形として、そういうやはり思いというものをどう受け止めていくのか、どういう形でそういう人々のその思いを受け止めながら、その物事を進めていかれるのか。

私はこれひとつ間違えましたら、その協働まちづくりということ自体が非常にその都合のいいときだけ、協働のまちづくりだというふうな形で広まってしまったときに、非常に今後の大きなまちづくりの形として、問題が残るのではないのかというふうな思いが切々としております。

その辺のことにつきまして、3点目として質問をさせていただきたいと思います。

もう1点は、これは具体的なことでありますけれども、ご説明の中では環境につきましては開発 業者等が対応されて、そして今後、具体的に進められていくのだという先ほどご説明がありました。

私はやはりその今の段階で、きちんと建設部長がおっしゃいました、個人個人のところに回らなければ駄目なのだと、やはりそれは私は手を抜くべきではないのだと思うのです。

例えば、道が2つ通って片方がなくなって、角地のひとつの道になった、その角地は恐らくは何% かは地価の評価は下がるはずですよね。

これは、私は友達が不動産鑑定士の友達がいまして、そういう話の中で、ちゃんとしたことは言えないけれども、やはり環境の変化、道が少なくなるということで評価が下がるかもわからないと、だからその辺はやはりきちんと配慮を、元々から話をかけてそういう配慮をすべきではないのかと、それは色んな環境だとか、日照権の問題だとか、騒音の問題だとか、あと、夜中に煌々とその灯が点いているとかいうことも含めて、やはりその計画を進めていく中できちんと住民対応をすべきではないのかと、そういうことが今、非常に疑念を持たれて、そして非常にその地域の方がたが反対をしていらっしゃる思いのそこにあるのではないかというふうな思いがすることであります。

もうひとつ、これは前段の話で今は終わらせていただいたのでありますが、これからことは、例 えばその出店をいたしましたと、これは例えばの話であります。

そこまでは行きたくはないのですが、例えば出店をいたしましたと、非常に今、何ですか大きな店がたくさん出て、色んな選べるということもあるのですけれども、この間も新聞を見ましたら、業者が入ってこられる業者なのですけれども、健全化、今までのその損益が、そういうのが圧縮できなかったと健全化をしていくのだというふうなことが新聞で報道でありました。

それはそれなのでしょうけれども、これは廃道してしまって、そして店がどうなるかわかりません。

そのときにまた、そしたら戻すことができるのか、できるのかというようなそんな話が私のところに来たものでありますから、これはちょっと別な論議なのでありますけれども、ひとつ申し上げておきたいと思います。

主に前のその4つのことにつきまして、ご返答いただければと思います。

- ○委員長(前川雅志) 企画室長。
- ○企画室長(佐藤昌親) 本計画が出たときに、なぜもっと先に住民の方に説明まずはされなかったのかというお話、先ほども説明させていただきましたけれども、やはり町といたしましては地権者から申請があったと、その時点をがっちり捉えてからという姿勢があったということで、そういう意味で前段に新聞が載ってしまったと、そういう時間の後先ということがありまして、結果的に住民の方がそれは私たちに最初に説明すべきではないのかという話があったこともお聞きしておりますが、そうなってしまったことについては非常に残念であるところであります。

帯広の地権者の方もいたけども、案内がなかったというお話がありました。

確かに、今回ご案内させていただきましたのは、豊町に住んでいらっしゃる全世帯にということで、住民基本台帳を基に案内させていただきました。

豊町には元々ですね、区画、過去にその多分不在住所の方が沢山いらっしゃいまして、確か宅地

として細かに細かに分筆されているのですけれども、それがそのままで住宅も建てられずそのままに、その所有者は町内ばかりではくて、広く管外にもいらっしゃるという場所がありまして、そういう意味では、そういう方がたも含めて案内することがどうなのかという話もありました。

現実には、団地内道路の廃道ということもありまして、一番そこに影響を被るであろうという方がたを対象にということで、先ほど言いましたように豊町に住んでいる方々を対象にとしていただきました、とはいえ、そういう案内をもらえたら、来られる方もいるのではないかということもちょっとあったものですから、私どもは札内地域の方、豊町の方を案内をしたとはいえ、近隣に住んでいらっしゃる方、関心を持つ方もいらっしゃるであろうということもあったものですから、そういう意味では新聞社の方にそういう計画をしているということも、連絡いたしまして、新聞紙上にも掲載させていただいた。

結果として豊町ばかりではなくて、同じ町内のほかの公区から、更には帯広からも来ていただいているということも終わったわけであります。

それから、署名の話が出ました。

確かに反対、廃道そのものに反対する署名が97名でしょうか、それから出店に賛成するということで、もちろんこれには廃道を含めて出店を賛成するという意味ではないことは、当然承知しております。

ただ、コープさんが来てもらいたいということで、それをそのことに賛成するということで、8 千名を超える署名が集まったということであります。

私ども今回、議会に提案させていただいたことの中には、この署名の多さが大きな引き金になったという認識は持っておりません。

もちろん、そういう事実もありましたし、それから先ほども言いましたように地元の商店街に与える影響、これはデメリットとしては確かに多少、全然ないということはありません、とはいえ、まちづくり全体を進める中で、魅力あるまちづくりという観点から考えますと、やはり雇用、あるいは税収、定住の等々、これまでも説明させていただいておりますけれども、そういう総合的な判断の中でやはり廃道をすることもこれは止むを得ないだろうと、まちづくりを進めるためには、そういうことも一歩踏み込んでいかなければならないだろうというふうに判断したところでございます。

今回やはりコープさんとしても、もし廃道しないでそこに店舗ができるのであれば、もちろん最初から廃道申請は上がってこないだろうというふうに思いますし、やはり一定規模の店舗を構えるにあたりまして、店の奥行き、あるいは駐車場を目の前に、例えば目の前に駐車場を整備し、その後ろに店舗を配備する、そうなると人、車等々の動線を考え、交通安全上のことを考えますと、やはりある程度一定の広さといいましょうか、まとまった広さの土地が必要だというようなこと、そういうようなこともありまして、何とか廃道をお願いして店舗を計画したいのだということが申請が上がってきたわけであります。

ですから、地元の説明会に行きましても、確かにコープさん出てくることについては全然反対していないのだ、ただ廃道が駄目なのさという、ですからそこが何とかならないのかという声が多くあったところであります。

今言いましたように、とはいえ、やはり廃道がなければここに店舗を構えることができない、も し廃道が駄目となれば、生協さんとしてもここに出店することができないのだというようなことで 説明がされたわけであります。 それから、協働のまちづくりの話が出ました。

反対している声をどう進めていくのか、どう受け止めるかという話であります。

確かに、こういうようなひとつの事業計画がでますと、もちろん賛成する方、反対する方いらっしゃることが多いわけであります、とはいえ、私どもはその粘り強く住民の理解を求めるという姿勢も必要でありますが、先ほどの廃道につきましては、廃道そのものが駄目だという声の方もいらっしゃるものですから、ある意味、その道路を広げるとかそういうことではないということだと言います。

真っ直ぐな道路を、それをそのまま真っ直ぐにしておいてくれということであります。

ですから、どうしてもそこについてはなかなか町が町づくりを進める広い見地から説明させていただいても、そういう話ではなくて、廃道そのものが駄目なのだからということで、なかなか意見も私どものお話も、なかなか理解していただけないというところであります。

とはいえ、基本的には私ども、第5期総の中でも協働のまちづくりこれを中心としてという、柱のひとつとして掲げておりますので、住民に理解を求めつつ、そして広い見地で幕別の福祉の向上を目指すために、今後とも協働のまちづくりにつきましては柱の中心として考えながら、進めて対応させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○委員長(前川雅志) 建設部長。
- ○建設部長(高橋政雄) 4点目の環境の問題ということでございますけども、先ほど説明をいたしました都市計画の法に基づいた廃道という決定になった後については、土地利用の問題、道路の関係、上下水道の関係というは、その中で協議をされていく結果となります。

それと更には、1番のご質問の環境の問題です。

それで2回目の説明会の中でも、住民の方に説明をさせていただきましたけども、出店した際の環境の問題というのが1番そのここに隣接する方にとっては、1番大きな問題なのかなということもございます。

それで交通の量がどうなるのか、あとは建物から発生する騒音の問題がどうなるのかということ も心配されている方もおられました。

あくまでもその計画については、この廃道が決定にならないと具体的な計画には入っていかれないという状況でございまして、現在の中では町道の廃止でございますので、町道の廃止にあたってはこういう対策を講じていこうというのが、先ほど私が説明させていただいたところであります。

実際の建物の計画というのは、これからなされまして、その内容について運営等、開店時間ですとかそういうもの等々につきまして、それは大店立地法の中で住民説明会も開催され、その中でその住民の方が更にそういう形はどうなるのだ、もっと店の規模を小さくならないのか、この位置はどうなのか、時間的にはどうなのかということの運営に対する方針などの修正も図る、そこに対して意見も出せるというとこもございまして、その意見に基づいて更に出店者がその改善方法をどうするかなどを修正を行って、その法に基づいた計画を、これは北海道のほうが審査するという形になるのでございますけれど、そういう修正部分を加えながら出店に向けて開発者の方も努力をしていくというのが通常でございます。

それと、先ほど経営の問題で、よろしいですか、失礼しました。

- ○委員長(前川雅志) 芳滝委員。
- ○委員(芳滝 仁) 豊町の住民に案内をされた、あったのでありますが、やはり配慮に欠ける形

ではないのかと、私のところに個人的なことですけども話が来ていますのは隣接する地権者であります。

道を挟んで向かいがそういう施設になるのだというふうなそういうところの方でありまして、そのところに案内が行っていない、その方は参加されたようでありますけれど、そういうことがあります。

だから、いわゆるその話の進められる姿勢として、私はその問わしていただいているのであります。

先ほどの協働のまちづくりでもおっしゃいましたけれども、こういうそのいわゆるねじれた形の、 住民とねじれた形のものを残して、協働のまちづくりが進めていけるのかどうか、こういうことは そこのことではなくて、恐らくある意味では広く影響している可能性があるのではないかというふ うなことを懸念をするところであります。

ご答弁はいいですので、その辺の思いだけはさせていただきたいと思います。

最後に、ひとつ提案と申しますか、その出店賛成という署名が集まったと、廃道反対という署名が集まったと、先ほどお答えの中でもありましたように、いわゆる出店賛成反対に関わらずその町道廃止ということの町民のその意思があるようだと、この件につきまして、その町道を廃止していいのか、悪いのか、その色んなそのまちづくりの関係でです、その雇用の問題もあれば、いろんな問題もあるでしょうし、協働のまちづくりあります。

そういうことも含めた形で、また今後こういうふうなこともまたこれがひとつ通れば、あるのだろうかということも含めて、町道廃止、町道廃止に賛成反対のそういうことのいわゆる町民の意見を、きちんと聞いていく必要があるのではないのかと、そのそういう作業をまだ時間があるので、そう慌てないできちんと聞いていって、そういうことをこういう議論の場に反映をさせていくということが話の進め方として、大切なことではないのかなというふうに思います。

それは、私はその理事者のほうで、それが無理だということであるのでしたら、委員長に提案を してそういうふうな作業も委員会としてできるのかできないなかということも、提案をさせていた だきたいと思います。

最後の1点だけご協議いただきたいと思います。

- ○委員長(前川雅志) 高橋副町長。
- ○副町長(高橋平明) この提案をさせていただきました、廃道等変更について更に時間を取ってというご意見というふうに思うのですけれど、私どもとしては、その全体のスケジュールといいますかそれが先にありきとは決してありませんし、もちろん道路を廃道するということは大変大きな問題だというふうに捉えております。

ただ、今、私どもの方で提案をさせていただいたということで、まちづくりにとって決して遅れてはならないという時期に来ていると、まちづくりそのものを遅らせてはいけないという気持ちを持っております。

そういった観点から、今回を提案をさせていただきましたこともありますので、私どもの気持ちとしては、今定例会中にご決議をいただければという思いは持っておりますということはご理解いただきたいと思います。

○委員長(前川雅志) ほかに。

斉藤委員、ちょっと待ってください。

質疑の途中ではありますが、11時20分まで休憩をさせていただきたいと思います。

25分まで休憩をさせていただきたいと思います。

(11:14 休憩)

(11:25 再開)

○委員長(前川雅志) 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。 斉藤委員。

○委員(斉藤喜志雄) 何点か伺いをしたいというふうに思いますが、その1つは先ほどらい皆さんおっしゃっていらっしゃるように、どうもその若干拙速に過ぎるのではないのかなと、それは行政を進める立場としてのそこのところは、理解しつつもいささか町民、私どもも正式にこの話したのはほんのこの間、9日に提案があって公式なそのあれで言えば、今日が2回目というようなこういう感じになってきているということで、どうもこの拙速に過ぎるような気がしてならない。

とりわけその住環境に大きな変化をもたらすであろうあの地域の豊町の住民の人たちや、それから通学路として使用している、必ずしもあそこは豊町だけではなくても通っているのかもしれませんが、いずれにしてもあそこのところで、近隣で生活をしている方がたに対する合意を得るその取組みの中で、本当にくどいようですね、皆さんおっしゃっているように、もう1度、今1度、そこで、どうしても私の疑問の中であれしてくるのは、期限があるのか、期限が限られているのか、ここのところは、やはりどうしても私単純なあれですけれど、そんな気がしてならない。

それで、とすれば今後の組立ても当然変わってくるように私どもも含めて、変わってくるような 思いもありますので、そこのところを1点お伺いをしたいというふうに思います。

それから2点目ですね、過日説明会にお伺いしましたら、反対の方90何名、賛成の方100何ぼとか というふうに僕は聞いた、僕の記憶の間違いでしたらごめんなさい、というふうに聞きました。

これは町として、反対の方はあれが上がってきているからわかりますけれども、賛成の方については町道存廃に関わっての関わりで賛成の方が100何ぼとかいうような、ちょっと私の受け取り方が悪かったのかもしれませんけれども、そんな数字が示されたような気がしますけれども、これは何に基づいて、どんな根拠に基づいてそのようにお話をされたのかお伺いをしたいというふうに思います。

それから3点目、先ほどから申し上げておりますように、通学路として子どもたちが使用しているとすれば、当然あそこのところを通学路として登下校に利用している子どもたちどれくらいいるのか、ここのところを1つお伺いしたいなというふうに思っております。

以上、3点についてお伺いをします。

- ○委員長(前川雅志) 高橋副町長。
- ○副町長(高橋平明) まず1点目の拙速過ぎないかということでありますけども、私どもとしては確かに住民説明会2回を開かせていただきましてけども、説明がまだまだ十分であったというふうには決して思ってはおりません。

ただ、私どもの立場、立場といいますか、町の行政の在り方を是非ご理解をいただきたいという ことで説明会を開催した。

これは行政の進め方としてもなのですけれども、現時点でも既に議案として提出をさせいただいておりますので、この後その議案が、議案の行方によって、また説明することもあろうかというふうに私どもは考えております。

それから期限についてでありますけども、行政に物事に申請があってその申請行為から基本的に は60日で答えを出しなさいというそういう法律があります。 ただ、これはあくまでも議案でありますので、議案とした形にするまでに60日以内と私どもは捉えております。

ですから、4月30日に申請をいただいたことから、議案としては出す出さないを決定を含めて、出すとすれば6月定例会という判断の上で出させていただいたということであります。

ただ、議案としてなった以上は、その後、その60日ということは関係はありませんので、これは 議案を審議していただく方にお願いをする。

スケジュール的にはありますけれども、そのスケジュールがその固定されているものでもありませんし、それはあくまでも議会の方に決定をしていただくことだというふうに私どもは考えております。

それから、説明会で賛成と反対の数を、反対は道路を廃道することに対して数が90数名、それから賛成の数は言いましたけれど、コープさっぽろが幕別に進出してくるというところの中で、豊町のお住まいの方が100何人というお答えをさせていただいたところであります。

ですから、道路に対しての反対賛成という意味では決してございません。

私どもも、コープさっぽろが進出することを望んでいる方が、廃道については反対だという方も 当然いらっしゃるというふうにも思っておりますし、その単に数だけで多い少ないという判断では 私ども決してしておりませんけども、ただあの中で質問がありましたので、質問の中で何人賛成が いらっしゃいますかということだったので、コープさっぽろの進出に対しての賛成者は、豊町の方 は100数十名いらっしゃいますよというお答えをさせていただいたというところであります。

あと通学路の利用人数はちょっと。

- ○委員長(前川雅志) 建設部長。
- ○建設部長(高橋政雄) 通学路の問題でございますけれども、豊町の学校で指定をされている通学路につきましては、豊町の東本通と札内9号通、並びに国道38号線という指定になっております。

ただ、あくまでもそれは指定でございまして、団地界内から発生するところは全て通学路となろうかなと思うのですけれども、指定はそういう形になっております。

それで、交通量ということで通学路に使っている方、先ほど、一応朝夕の中で12時間で40人ほどということで説明をさせていただきましたけれど、時間帯を見ますと7時から9時までの間の中では、たまたま東中学校、自転車通学を認めているところでございまして、それを合わせますと約30人ほどが朝夕7時から8時の間に通っておられるということで考えますと、その通学路の分が子どもさんが通っている時間帯なのかなというふうに考えております。

- ○委員長(前川雅志) 斉藤委員。
- ○委員(斉藤喜志雄) 1番身近なところでの通学路の関係ですけれども、これは僕はいわゆる学校が指定しているから指定していないからという、今おっしゃられた通り、その通りなのです。何のために交通量や人通りの調査をしたかといえば、それは保護者の方にしてみれば、必ずそういう交通量の多いところと少ないところのそういう選択肢を、子どもをどう通わすかというところでのあれで選択するのですよ、そうですよね。

したがってあくまでも、学校の指定というのはあくまでもそれは指定であって、指定路になっているところの方が交通量が圧倒的に多いのです。

それだけ、リスクを背負うということですよね。

あそこのところが、非常に交通量が少ないとすれば、子どももそうでしょうし、保護者の方がた もやはり安全なところをというそういうスタンスで物事を考えることになりますよね。 そういう意味でいうと、僕はあの道路は非常に大きな役割を果たしているというふうに理解をしながら、それでは子どもたちの安全安心、保護者の安心を確保するためにどうするかという、実はもちろんこれは建設なのかな、そうかもしれないけれども、学校との関わり、もう1つは教育委員会との関わりでも、丁寧なやはり説明と理解を求めていくべきだろうなというふうに思います。

そして、今、この図面を見せてもらったら、いわゆるその絶対に国道から入ってくるのは圧倒的 に車が多いですよね、そうなるよね。

そうすると、国道の歩道を通っている子どもたちというのは、車が入ってくる、車が入ってくる ところと関わりで言えば、これ時間帯で言えば登校時間帯は店が開いていないからいいけれども、 放課後、いわゆる下校時間となるとどんどんお客さん店入ってくるときで、車が横断歩道を渡って くるのです、そこのところを歩道を設けたからいいのではない、と私は思っています。

したがって、そういう観点でいうと、もっと具体的に説得力のある何というのか、説明材料を用意する必要があるように思うのですけれども、その前段の関わりとも含めて、前段というのは学校や教育委員会やそういったところとの関わりも含めて、どのようにお考えか少しお聞かせいただきたい。

- ○委員長(前川雅志) 高橋副町長。
- ○副町長(高橋平明) 通学路、子どもたちの安全、安心というのはもちろん1番大事なことでありますので、当然この廃道が決定をいたしまして、土地利用の形態が決まります。

もし、決まるとすればその決まった段階を踏まえて、当然その土地利用される開発事業者との相談、もちろん学校、それから保護者の方との動線がどのような形が1番安全、安心なのかをそれはこれからの作業になろうかと思いますけれども、もちろんそれは町としても教育委員会、学校とも相談をさせていただきたいというふうに思っております。

- ○委員長(前川雅志) ほかに質疑、斉藤委員。
- ○委員(斉藤喜志雄) ごめんなさいね、しつこくなって。

いわゆる賛成と反対の関係で、芳滝委員も先ほどおっしゃっておられましたけれども、僕は誤解 を招く説明をすべきではないと思っております。

私も誤解をしました、あのときに、

町は何か自分たちで調査をして、歩行に関わってですよ、子どもたちのあれに関わってね、いや、 廃止に関わって、反対賛成の独自調査を行われたのかなと思ったら、そうではなくて、あくまでも 署名から抜き出してということですね。

署名の賛成の方からの、抜き出してそれを基にしてやったと。

僕はやはりそのそういう手法というのはきわめて紛らわしい。

私のすぐ近くの、うちは会員ではありませんけれども、コープの会員の方が何人かいらっしゃって、町道のことが関わっているのそれ、という感じですよね。

だけども、安くて便利で利便性だとかそういうことを含めて考えれば、有り難いよねという極めてその消費者としての純粋な立場の中で署名をしていらっしゃる。

それが説明会の中で、いかにもリンクしているかの、実際にはリンクするのかもしれないけれども、説明材料として使うのは私は、表現は適切ではないかな、何といえばいいのかな、僕はやはり誤解を招くのではないのかなというふうに思っているのです。

もうちょっと言わせていただくと、この間のあれでいくと感情論的になっている。

あそこでは僕は何回開いたって、冷静な答えは出てこないのかなと、町のまちの活性化とか雇用

促進だとか、定住促進だとか色んなその、僕はいっぱいメリットがあると思っているのですよ。

だけどそんなものを、受け入れるようなそういう状況の雰囲気になかったというふうに、私は見て帰ってきたので、やはり感情逆なでするようなそういう誤解を、ごめん、適切ではないかもしれない、言葉が、やはり誤解を招くような数字は使わないことだなというふうに思っているのですがいかがでしょうか。

- ○委員長(前川雅志) 企画室長。
- ○企画室長(佐藤昌親) 豊町のですね人数のそのお話でありましたけれども、実は私ども最初の 経過説明の中で色んなその話した中では、その話は触れませんでした。

もちろんデーターとしては抑えておりました。

ただ、女性の方から今回、廃道反対についての豊町に住んでいる人でも署名した人がいるだろうと、それから同じく出店をして欲しいということで、同じ豊町の中でもいただろうと、そのようはどのようになっているのですかと質問が女性からあったものですから、そこで初めて豊町の中で反対をしている方が91名、出店して欲しいということで署名した方が171名、そういう質問があったものですから答えているということで、前段色んな経過の中で、こういうことをやりますなんていうことでやるということは、私どもは適当でないと思っておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○委員長(前川雅志) よろしいですか。

ほかに、質疑ございませんか。

中橋委員。

○委員(中橋友子) 先ほどは入り口の議論をさせていただいたのですけれども、尚、住民の皆さんの意向を汲むという点では、努力が必要ではないかと、行政としての努力が必要ではないかというふうに思います。

それでですね、何点かお尋ねしたいのですけれども、先ほど中野議員の質問に対してのお答えの中で、ちょっと細かい具体的なことになるのですが、第2種の中高層住宅専用地域における開発については、住居が専門であるのだけれども、あと事務所ですとかマンションですとか建てられますよと、その場合、用途として1,500平米以内というお答えではなかったかと思うのです。

今回、この開発計画の協議会のときにいただきました資料のクリーム色の色づけされている地域ですが、その中で赤枠をつけて開発計画を出されておりますよね。

この赤枠のクリーム色部分は何平米になるのか、この1,500平米を超えてはいないのか、超えているとすれば何かの用途変更というのですか、そういうものが必要性が生じてくるのかどうかですね、これをお尋ねしたいと思います。

それと、もう1つこれもちょっと疑問に思ってお答えいただければと思うのですが、実はこれは 後段の審議にもなっていくのですが、廃道反対の方の理由の1つの中に、これまでのその今回開発 されようとしている用地の課税の問題が書かれておりました。

つまり、あそこは住宅地であるにもかかわらず、開発の経過があってその住宅地としての課税が されていたのではなくて、農地のままの税であったというような文言がございました。

これが事実なのかどうかということと、町としてはそういったその似たようなところあると思うのです。

元々、その地主の方たちがそれぞれ協力し合って、宅地開発をして宅地に持っていく。

元々、農地ですからその土地は農地なのだけれども、私どもが考えるにはそこの用途が宅地に変

わっていったら、当然課税はその宅地の課税になるであろうろいうふうに思うのですけれども、そうではない指摘があるものですから、その点についてはどうなのか、まずこの2つを疑問としてお答えいただきたい。

- ○委員長(前川雅志) 建設部長。
- ○建設部長(高橋政雄) 最初に用途の関係でございますけども、この路線の北側の面積につきましては、土地の面積は4,151ということで計画の中ではそこを中心に南側に廃道分も含めて、建物がそこに建つということでございます。

それで、先ほど店舗の場合1,500平米という説明をさせていただきましたけども、2種中高層住居専用地域の中だけで建てた場合には、1,500という限定がございます。

しかし、今回の計画につきましては、その南側、国道用地等を含めました面積を含めて、土地利用を図るということになりますと、その南側の面積が大きいということでは、これは建築基準法になるのでございますけれども、前の面積の大きい方の用途を利用して土地利用が図れるという基準がございまして、これは過半の原理というとこでございますけども、いわゆる敷地面積の大きい方の用途が適用になるということです。

ということは、近隣商業地域の用途が適用になるということでございます。

それと、今、課税の問題がございましたけれども、この地域、区画整理事業で整備を進めているという段階では、従前の土地、開発整備後の土地という計画を持って、北海道の審査を受けながら進めるわけでございますけれども、その段階の中では、従前は農地、ここの札内北区画についてはかなり80何へクタールといって、面積も大きいところでございましたので、現況農地というところがかなりございまして、その計画の中でも農地という扱いの区画整理ということで認可をいただいて、整理を行っておりまして、実際にはその農地、現況的な課税として課税をさせていただいたと、ただし、市街化区域の中での農地という扱いにつきましては、調整区域と農地と比較しますと、約、評価的に10倍ほどの評価となっているところでございます。

区画整理法の中では、区画整理をやったところは現況がどうであれ宅地課税をすべきだというとこにつきましては、3大都市の政令都市のみが指定されておりまして、そのほかにつきましては、町の課税方式である方式に基づいて区画整理後でありますけれども、現況が農地の場合は、農地ということで課税をさせていただいているのが現況でございます。

以上です。

- ○委員長(前川雅志) 中橋委員。
- ○委員(中橋友子) なにかこう、後段のその農地であれば農地と判断されていた、今、開発の計画で上がっている土地は農地課税だったと聞くのですが、あのところ農地として判断されていたのですか。
- ○委員長(前川雅志) 建設部長。
- ○建設部長(高橋政雄) 現在は農地というよりも荒地といいますか、雑種地という扱いになっておりますけれども、整容された10年ほどの間につきましては、畑をつくられて現況が畑地という現況になっていたということであります。
- ○委員長(前川雅志) 中橋委員。
- ○委員(中橋友子) 農業委員会の管轄になっているのかと思うのですが、農地として認める場合にはその条件がございますよね。

そこで、面積要件と作物とつくっているのかいないのかというようなことが今、正確に出てきま

せんけれども、そういう実態ではなかったと思うのです。

その部長おっしゃられるように10年間も雑種地として、荒地としてきたというのであれば、当然 農地ではなくて、宅地課税になるのではないかというふうに思うのですけれども、そういうことで はないのですか。

もう1つ、現実に今の課税は農地課税できているのですね。

○委員長(前川雅志) 暫時休憩いたします。

(11:48 休憩)

(11:49 再開)

○委員長(前川雅志) 休憩を解いて再開いたします。 建設部長。

○建設部長(高橋政雄) 失礼いたしました。

農業委員会の方の判断でなろうかと思いますけども、あくまでも現況、更にはその農地の扱いでといったばあいに、現況が例えば雑草地が生えて農地らしくないところになったとしても、将来的にそこをおこしてすぐ畑地にできるという判断の中では、農地課税をせざるを得ないということだと思います。

それと、先ほど言いましたけれども、市街化域内の農地と調整区域、一般の農地とは10倍ほどの 差がありますので、そういう大きな課税をさせていただいているのが現状であります。

- ○委員長(前川雅志) 中橋委員。
- ○委員(中橋友子) そうしますと同じ農地であっても、市街化調整区域内と、それから今のところと違うから、結局、現在の開発で申請が上がっている土地の課税については、一般の農地よりも10倍の課税がされているということですね。

もっと言えば、宅地並み課税と比較するとどうなのですか。

- ○委員長(前川雅志) 建設部長。
- ○建設部長(高橋政雄) 宅地との比較ということになりますと、はっきりその場所でその場所で 違いますけども、約3分の1程度の課税となっております。
- ○委員長(前川雅志) 中橋委員。
- ○委員(中橋友子) これが主要な問題だというふうには考えないのですけれども、やはり幕別町のそれぞれのその土地に対する課税というのは、それぞれ地目にしたがって、正確に行われるべきものだというふうに思うのです。

それで、開発計画を行って宅地として販売可能な土地でありますよね、あそこはね。

たまたま、そこに今回の指定されている土地は住宅のはりつきがなかったということでありました。

そのはりつきがなかった理由として、その税金が安かったのだというような指摘が実際あるわけです。

お聞きしますと、その宅地とそれから今の評価の正確に比較をすると3倍の違いが出てくるということになれば、そういった指摘もあたる面があるのかなというふうに私は考えるわけですね。

3大都市だけが厳しい指定があって、それ以外は違うということもあるのですけれども、そこは何ていうのですか、開発計画の経過といいますか歴史的な流れもあるでしょうし、そういう融合を取らなかったら、なかなか開発に至らないのだろうというようなことも考えられますので、そのこと事態を一概にその何ていうのですか、否定するものではないのですけれども、しかし、ずっとあ

そこの土地だけが空いてきた理由といいますか、町としてきちんと住宅がはりつくような努力というのはこれまで取組まれてきたことがあったのかな、本来は国道のふち、あるいはその道路に隣接した利便性のいいところから家がはりついていくのだけれども、地主さんの考えもあったのでしょうが、あそこだけが何年もこう放置されたというようなところには、ちょっとその何らかの理由があったのだろうというふうに思うものですから、課税の問題も含めてその宅地に開発した後の、町の指導といいますか、関わりなどがありましたらお答えいただきたいと思います。

それと、具体的なことについて伺いたいと思います。

この道路につきまして、法的に問題がないということについては再三ご説明いただいていますし、 私どもも法的には問題があるとは思いません。

しかし、しかしですね、住民の先ほど皆さんから出されていたような、隣接している住民の皆さんの利便性の問題だとか、通学等の問題だとか色んなことを考えなければならないということと合わせて、もう1つ私は、その例えば廃道が認められて施設が建設された場合の、これは議論たくさんありますが、安全対策の問題、それからもう1点は、まちづくりの在り方、うちの町の将来のまちづくりの在り方、両方きちんと考えて結論を出していかなければならないと思っているのです。

それで、廃道の説明をいただいたときに、この道路については町が20年も前から宅地として計画をしてきて、当時はその地主さんたちのその区画整理事業を取組まれて、整備したものを町にご寄付いただいたのだということなのです。

それと、下水道についてはうちの町で整備したと、その道路、今、20年経ってそれをなくしたいということなのですけれども、これは下水道については1,500万ほどの企業負担でやったと、それから寄付もあったということなのですが、こういった公共施設をなくしてしまうということになったときに、そういったその地主の思いや、あるいはその町も整備に投資をしてきたということでありますから、当然それをなくしてしまって新たな開発に入るというふうになれば、開発を求めるその業者の方の負担というのを、おおぶんに求めていかなければならないことなのだろうというふうに思うのです。

そういう場合に、町は色んな線を書いて、ピンクや黄色や色んな線を書いて、こんなふうにするのだということになるのですけれど、万が一この事業が進んだとしたら、こういった経費は100%事業者持ちになっていくのかどうか、そこのところはお伺いしたいところです。

それともう1つ、住民の方はやはりその賛否は別にしても、あそこにその施設ができれば車の動線は必ず変わってくるだろうという声が大きくあります。

動線が変われば、それに対する色んな安全政策も講じなければならない、そのことについてもどうしていくのかということと、それから、先ほど芳滝委員、そのほかの委員からもありましたが、騒音の問題、照明の問題、それから交通の問題もそうですが、色んなことがあって、業者に対して協力を求めるのだというようなことをおっしゃられたのですけれども、そういうことが例えば町のまちづくりの在り方ですから、ですから、きちんとそのうちの町として、その定例を行って、町の政策としてどうするのかというふうになっていけるのかどうか、つまりお店といいますか、そういう事業をするときには、色んなそのハードルを下げて、ああもします、こうもしますというようなことをいってこられるのだろうと思うのだけれども、実際に蓋を開けてしまったら、中々色んな経済状況や、いろんな問題があって、そんなふうにはいかないというようなことも想定はしなければならないですよね。

そうした場合に、うちの町として、どんな考えで望んでいくのかということをお聞きしたいと思

います。

加えまして、この経済状況でありますから、私は大型店出店に問題はこれまでも随分議論をさせていただいてきました。

ただ、今回の出店は昨年のようなその農地を潰して出店してくるということとは違ってくるものですから、住民の皆さんの意向をよくよく聞いて、判断しなければならないというふうに思っているのですけれども、でも、それにしましても、やはりうちの町としてやはり大型店も既にはりついておりますから、うちの町のまちづくりとして、そういったその住宅地と商業地をリンクしたその姿をどんなふうに描いて、本当の意味で将来安心して暮らせる町にしていくのだというような提言もそろそろきちんと持って行う。

そういうことをやはり、きちんとうちの町はこういう町なのだということをわかって、開発業者が色んな形で計画をするというふうに、受身から提案にならなければならない時期に来ているのではないかというふうにも思うのです。

その点、細かいことから大きな話にもなってしまいましたけれども、伺いたいと思います。

○委員長(前川雅志) 建設部長。

○建設部長(高橋政雄) 最初に宅地区画整理をされた後、行政指導的にその販売をするようにというお話をされたのかなというお話でございますけれども、あくまでも区画整理というのは、地権者もさることながら、みなさんの合意の中で作業を進めていく、区画整理をやるというのが事業でございまして、個人のその後の整理後の宅地の販売に対しての指導というものは、個人の財産に関することでございますものは、できないものというふうに考えております。

今回これ、国道以前については、それぞれの利用があって今まで色んな形で変わってきたけどもということで、その北側については宅地の区画になっていましたけども、そのままになっていたという状況でございまして、今回、まさにその新たな土地利用として都市的利用をされるという意味では、今まで宅地であったところが利用されるという面では、これは指導にならないまでにも、これは推進していかなければならないとかというのが、町の立場なのかなというふうに考えております。

それと、事業費の問題でございますけれども、区画整理で整備をして、それは大きくいえば区画整理でありますので、地権者の方がたが用地、あるいは造成費、区画内道路というのはそういう形で、負担を持って整備をするということになりますけれども、今回、申請された方は従前からの地権者の方1名を除いてですけれども、6名の方が元々土地を提供し、事業費も負担してという方々が申請をされているという、1名の方はその後土地を売買されて変わっているというところでございますので、そういった面ではその方がたが新たな土地利用を図りたいということであれば、その計画にも沿った形で進めていかなければいけないのかなというのが町の立場でございます。

それと、出店することによる交通動態がどう変わるかということでございますけれども、先ほど申し上げました大型店立地法の中では、床面積、あるいはそれに伴う駐車場の台数、あるいは国道からの流れがどうなる、それから、駐車場からどういう形で一般交通の方に流れている動線の計画を公安委員会に示しまして、例えば今の状況でありますと、中央分離帯がありますので、帯広側から来た場合には左折のみの入るという状況になると、更には幕別側から行きますと信号機のあるところから入るという形になりまして、今まで公安委員会との協議の中で、他町の利用の仕方も見てみますと全て信号に流れて出て行くような動線を計画しなさいという指導が入ってくるものというふうに考えております。

失礼しました。

それと先ほどの事業費の問題でございますけれども、今回の計画の中で今現在協議されているのは、道路の問題、あるいは敷地の問題、全て開発事業者さんの方に負担をしていただいて、現社の方で負担をして下水道の切り回しなども進めていくという順番になります。

- ○委員長(前川雅志) 高橋副町長。
- ○副町長(高橋平明) 今後のまちづくりの方向性といいますか、こういった商業施設、あるいは 色々な施設、それから住宅の在り方、そういったものの検討を当然検討をし、お示しをする時期に 私はなっているというふうに思います。

幕別町が幕別町として、これからも発展をしていかなければならないという立場に立ちまして、 幕別町の魅力づくり、魅力ある町にしていきたいとそういった思いを、それが必ずしも企業の進出 あるいは事業所の展開ですとか、そういったこととは繋がらない部分もございますし、それはその 時々の事業の事業者の思いといいますか、考え方もございますでしょうけども、そういったものが 町としてこの地域にこういった施設があって欲しいですとか、この地域は例えば住宅がいい、ある いは文教地区なら文教地区というような、そういったような住み分けはある程度の都市計画の中で はお示しをさせていただいておりますけれども、現況としてその国道沿線、特に札内地域の国道沿 線については南側に主に商業施設が南側といいますか、南側にはりついております。

では、北側に住宅地あれだけかかえていて、北側にも本当はあった方がいいのではないかといった論議も、当然私どもは踏まえながら進めていきたいというふうに思っておりますので、これからも色々な場面で、企業誘致ですとかそういった部分に対しても、当然私どもとしては力を入れていかなければならない。

これは雇用の促進、あるいは定住対策の促進、そういった部分でこれからも協力に進めていかなければならない行政の政策だというふうに思っておりますので、色々な情報を捉えながら、また場面では皆さんとご相談をさせていただきながら、進めてまいりたいというふうに考えております。 〇委員長(前川雅志) ほかに、質疑のある方いらっしゃいますか。

芳淹委員。

○委員(芳滝 仁) 中橋委員のおっしゃって、1つ気になっておったのですけれども、環境問題に対してきちんと進めていった場合に、事業者の方で色んな場面できちんと対応をしていくように指導をされることが、そういうことができるのかどうか、その辺先ほどお尋ねをされていたと思います。

私もその辺はちょっと確認をしたいなと思ったのですけど。

- ○委員長(前川雅志) 建設部長。
- ○建設部長(高橋政雄) 今後の廃道に決定となった後につきましては、先ほど説明をしました土地利用をあるいは、公共道路をの問題につきましては、都市計画法の手続きの中で指導、あるいは協議をしながら進めていくことになると思います。

出店に対する計画、周りに影響する環境問題などについては先ほども申し上げました大型店立地 方の手続きの中で、説明会も開催されて是正をしながら手続きに入っていくということになると思 います。

その中では町の方も、それに対する指導はやっていかなければならないと、先日話もその話が若 干地域説明会の中でも出ましたけれども、それについても既に計画をされて、現在、煮詰めている というふうにお聞きしているとこであります。 ○委員長(前川雅志) ほかにございませんか。 暫時休憩いたします。

(12:07 休憩) (12:08 再開)

○委員長(前川雅志) 休憩を解いて再開いたします。 中橋委員。

○委員(中橋友子) きちんと最後まで、今、芳滝委員の指摘もありまして、私先ほど詰めなかったのですけれども、だんだんその大型、今、部長のお答えで大店法立地法に基づいて色んなこと整理してやっていくということなのですが、大店法の立地法そのものが非常に緩い法律といいますか、元々10数年前ですか、1999年といいますから、そのときに作られた1989年ですね、そのときに改正されてから、例えばもうお店の出店は地域の合意はもういらないのだとか、あるいはその細かく色んなその騒音に対する、あるいはその照明に対するという数字も打ち出されてはいるのだけれども、非常にその何ていうのですか、緩いものというふうに私は思うのです。

お話したいことは、今、副町長もうちの町の考え方として示すようにしていきたいということなのですが、それぞれ今こういったその商業問題、地域の振興問題も含めて、どこもこう大型店がどんどん出てくることによって、その町に対する影響が、小店に対する影響が非常に大きくて、うちの町なんかも完全にその流れでこの10数年来たと思うのです。

そういう境遇にある自治体はそれぞれが工夫して、自分の町のそのこういうその姿を持ってして、 その小店も守るし、大型店はこの範囲でというような環境問題も全部含めた条例を整備して、そし て掲げているところが生まれてきているのです。

だから、そういう考えをやはりこういうときを、ひとつのきっかけにして、私は真剣に考えていくべきだというふうに思います。

そこで、それは先ほども答えはあったところですが、実際にそういう色んなその安全対策などが 業者がやるということになれば、きちんとそれは協定書なり、言葉だけではなくて文章で交わして きちんと守っていただくような、そういう手法を取られる考えなのでしょうか。

- ○委員長(前川雅志) 建設部長。
- ○建設部長(高橋政雄) 今後の町の指導ということでございますけども、先ほどの開発行為の中では十分その交通の問題、緑地の問題等も周辺住民に影響する分について協議をさせていただくと、指導もさせていただくということでございます。

それと大店小売立地法、確かに委員いわれるようなことの話も、お聞きはしているところではありますけれども、この制度の中では月数がかなり設定をされ、開店までの間では設定されておりまして8カ月以上かかる手続きになるのですけれども、その中で生活環境の保全をどうするかというのを示していく、その中に事業者がそれを示していくもの、更にはそこに指導はするのですけれども、市町村長としての意見も添えて申請する、あるいは地元の住民の方、あるいは地元の商工会などにつきましても意見書の提出を求められる法律になりますので、その辺を進めていく。

更には、その提出されたものに対して、それに対する意見があった場合には、それに対して是正をどういうふうにするのだという計画につきましても、その後また事業者側に求められまして、その是正方法がどういうふうになされていくかということころで、またそこで市町村長の意見も付した中で二重に審議をされて、許可になっていくということになっておりますので、その辺は本当に地元の方が心配されることが、影響が払拭できるような形で、町としても指導していかなければな

らないのかなというふうに考えております。

それで、開発行為の中では、管理者である町と事業者が協議を行いますけども、その中では文面で申請書の中にそれを添付する、あるいは道路の管理などについては、ある程度協定書なども除雪の問題ですとか、これは当然協議しながら進めていかなければならないものだというふうに考えております。

○委員長(前川雅志) ほかにありませんか。

ないようでありますので、議案第46号に対する質疑は以上で終了いたしたいと思います。

説明員の方、どうもありがとうございました。

説明員の方が退席されますので、暫時休憩いたします。

(12:14 休憩)

(12:15 再開)

○委員長(前川雅志) 休憩前に引き続き会議を開きます。 暫時休憩いたします。

○委員長(前川雅志) 休憩を解いて再開をいたします。 議案第46号、町道の路線廃止及び変更につきましては、中橋委員。

○委員(中橋友子) 確認しておきたいのですけれども、今、理事者に対する一定程度の質問させていただいたのですけれども、非常に重たい案件ですので、更に商店街に対する影響とか色んなことについてもきちんと確認した上に自分では結論を出したいと思うのです。

それで、そういう説明、今、退席していただきましたけれども、更に理事者の説明は可能ですね、 今後。

それともう1つ、是非、特定地域の開発ということにもなりますので、委員会としてもその現地などは調査した上で、調査をさせていただきたいというふうに思うのです。

その点一応是非、伺っていただければと思います。

○委員長(前川雅志) ただいま中橋委員の方から、本件につきましては大変重たい議案であるということで、更に時間を必要としたいということと、更には現地などを見に行った中で、また判断をさせていただきたいというご意見がございました。

そういったことでありますので、継続審査としていきたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

○委員長(前川雅志) 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、町道の路線廃止及び変更については次回委員会に継続審査といたします。

なお、陳情第10号、町道豊町16号通廃止反対の陳情書及び陳情第11号、コープさっぽろ札内店出店の早期実現を求める陳情につきましては、議案第46号と関連する趣旨の陳情でありますので、次回委員会に継続審査といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(前川雅志) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第10号、及び陳情第11号は次回委員会に継続審査といたします。

この際、13時まで休憩をいたします。

(12:16 休憩)

(13:00 再開)

○委員長(前川雅志) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、陳情第12号、「勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する要望 意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

本陳情について、皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。

ご意見ありましたら、挙手の上発言をお願いします。

斉藤委員。

○委員(斉藤喜志雄) 何回もこれ似たようなので出されてきて、採択になってきているし、今日 のこういう社会状況を見れば、当然、是非採択をしたらいいのではないのかなというふうに思って おります。

○委員長(前川雅志) ほかにご意見ございませんか。

ほかにご意見がないようでありますので、これで意見を終了させていただきたいと思います。

次に、討論を行います。

まず、反対の討論がありますか。

ないようであります。

討論がないようでありますので、採決をいたします。

本陳情について、採択とすることにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(前川雅志) 異議がないものと認めます。

したがって、本陳情は採択することに決定いたしました。

○委員長(前川雅志) 次に、陳情第13号「北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書」の 提出を求める陳情書を議題といたします。

本陳情について、皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。

ご意見ございませんか。

中橋委員。

○委員(中橋友子) 北海道の最低賃金は、数年ぶりに改定をされまして現在667円ですかと聞いています。

ただ、勤労者の生活実態ということをみますと、667円では手取りでは10万をわずかに超えるというような、もちろん色々な経費を引かれてということでありますが、その中で実際生活をすることは困難だということは聞いております。

ここは労働組合から出されていますが、こういった組合で調査をされると最低、希望としては 1,000円の賃金であれば十分な生活が可能、十分といいますか健康で文化的な生活が可能だという報告も出されているということも承知しています。

そういうことを理解するならば、この意見書の提出というのは、当然のことかというふうに思います。

○委員長(前川雅志) ほかにご意見ございませんか。

ないようでありますので、これで意見を終了させていただきます。

次に、討論を行います。

まず、反対の討論はありますか。

賛成の討論はありますか。

討論がないようでありますので、採決をいたします。

本陳情について、採択とすることにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(前川雅志) 異議がないものと認めます。

したがって、本陳情は採択することに決定いたしました。

○委員長(前川雅志) 次に、陳情第22号「経済・雇用危機から雇用を守る対策の抜本的強化を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

本陳情について、皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。

ご意見ございませんか。

中橋委員。

○委員(中橋友子) 陳情の12号ですか、勤労貧困層のセーフティネットということが、出されましたけれども、この今回22号につきましては、よりこう具体化した中身だというふうに思います。

今、派遣労働者の問題、それから働きながら、派遣労働者の問題については、特に雇用期間が満了とならないうちに、中途で解雇されるとか、具体的にここに数字あげられておりますけれども、社会的な全体の問題になっています。

今年、初めて首都東京で派遣村がつくられるなどということも、マスコミで随分報道されたのですけれども、その背景にはやはりその労働法制が変えられてしまって、そういった派遣というその職種が製造業を始め、色んなところに広がっていったと、それが多くの派遣労働者を生み出すことになったと、結果としてこの経済危機の中で中途で解雇されるというようなことが、まかり通っているというような現実です。

それで、ここでは1つには解雇を未然に防ぐ手立てが必要ではないかということが1番だと思い ます。

もちろんその仕事を失業という場合には、会社自体が成り立たなくなって失業に追い込まれるという場合が沢山あります。

でも、ここで言っているのはそうではなくて、体力が沢山ある企業もそういう法律があるからということで、雇用が解消されているということがあるので、それはやはりとどめるべきだということが1つです。

それから2つ目は、結局生活する場所も奪われてしまうわけですから、雇用の派遣労働者の多くは、企業が用意しているアパートのようなところに入って働いて、その企業が解雇になれば住む場所も出て行かなければならないというようなことで、そういった点でのセーフティネット、シェルター的なものが必要だということで、これも国の責任できちんとやるべきではないかということと、最後は派遣労働法が変えられてしまった99年、ここに今、北海道が審議されていますけれども、立ち返って是正をしていく必要があるのではないかということなので、当然今の情勢に照らして必要なことだというふうに思います。

○委員長(前川雅志) ほかにご意見ございませんか。

ないようでありますので、これで意見を終了させていただきます。

次に、討論をおこないます。

まず反対の討論ありますか。

賛成ございますか。

討論がないようでありますので、採決をいたします。 本陳情について、採択することにご異議ありませんか。 (なしの声あり)

- ○委員長(前川雅志)異議がないものと認めます。 したがって、本陳情は採択することに決定いたしました。
- ○委員長(前川雅志) 次に、陳情第8号、パークゴルフ場「エルムコース」の復元についてを議 題といたします。

本陳情につきましては、3月の委員会に付託され利用の実態等の調査をした方がよいのではということなどで、継続審査となっております。

本陳情につきまして、皆様からのご意見をお聞きしたいと思います。 芳滝委員。

- ○委員(芳滝 仁) 委員会が変わりまして、この本委員会でもまだ現地も視察もしていませんし、 多々ご意見も伺っていない状況でありますので、継続して検討すべき事柄でないかと思います。
- ○委員長(前川雅志) ただいま、芳滝委員の方から現地を調査を含めて、継続審査をしていった らいかがという意見が出されました。

そのご意見にご異議はござませんか。

中橋委員。

- ○委員長(中橋友子) 当然、現場を見せていただきたいということと、それと判断していくには このエルムコースに関わってどれくらいの愛好者がいるとか、幕別町全体の利用状況ですとか、そ ういった資料を、判断の材料になる資料を用意していただければありがたいと思います。
- ○委員長(前川雅志) ただいまの中橋委員のご意見の通り、資料を当委員会として請求させていただきたいと思います。

ほかになければ、継続して審査を行うということで決定をさせていただきたいと思います。

- ○委員長(前川雅志) 次に、常任委員会道内視察研修についてを議題といたします。 事務局からの説明を求めます。
- ○議事課長(仲上雄治) 事務局の方から、道内行政視察について説明させていただきます。 先の常任委員会で、原案出させていただきましたが、そのときから若干変更になっております。 まず1つはお詫びだったのですが、製粉会社で江別製粉というようなふうな書き方をしておりま して、ちょっと事務局の方の確認ミスで幕別の給食センター等に入っている小麦については、江別 製粉でつくっているとう認識であって、そのときは江別製粉と書いていたのですが、再度、北海道 給食会と確認したところ横山製粉ということで確認いたしまして、その横山製粉というのが札幌の 白石区にあるということで、製粉の場所を変更いたしました。

そのほか、北海道立工業試験場、北海道立食品加工研究センターという形で組んでおります。 道立食品加工研究センターの方が、当日、たまたまほかの視察が午前午後と入っておりまして、 ちょっとお願いして入れてもらった関係で、若干時間が変則になっておりますが、組ませていただ きました。

それと、7月2日のときに前段、連絡したときには、札幌市の防災センターということで、ご連絡していただいたところですが、そちらの方も他の視察団体が入っておりまして、ちょっと予約を取ることができませんでした。

それで、札幌ビールの北海道工場の施設見学というふうに変更させていただいております。

このような形で進めさせていただきたいと思います。

それで、ご了承が得られればこの形で決定いたしまして、あと出欠等の確認につきましては、原 則的に皆さんが出ていただけるものと思っておりますのが、都合のつかない方につきましては、6 月の16日までに事務局の方に連絡をいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長(前川雅志) 説明が終わりました。

何か質問、意見等ございませんか。

ないようでありますれば、常任委員会の道内視察研修をこの運びで進めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- ○委員長(前川雅志) 次に、閉会中の所管事務調査項目を決めたいと思います。 事務局から説明をお願いいたします。
- ○議事課長(仲上雄治) 主要所管事務調査項目ということで、項目だけを取りあえず別紙として 参考資料としてあげております。

それでこれに別にこだわらず、このようなことをやりたいというようなふうでも結構なのですが、 具体的なものを上げてもらって、それで所管事務調査項目を決めていただければと思います。 以上、説明を終わります。

- ○委員長(前川雅志) 説明が終わりました。 閉会中の審査につきまして、各委員のご意見ございましたらお聞かせいただきたいと思います。 中橋委員。
- ○委員(中橋友子) どれか決めていかなければならないので、できるだけ今の課題にそった調査ができればいいなと思いまして、まずは1つ、商工業及び水産業とあるのですが、水産業は別にしましても、いつも今ごろ商業統計、幕別のデータファイルですね、それも出されるとき、改定されるときなのですけれども、きちんと現状を幕別の商工業の経済状況を、掌握したいという思いもありまして、このイは是非できれば調査研究の項目に希望したいと思います。

また、もっと言えば例えば企業誘致なども昨年幕別町独自の政策をうって今年もまた新たにうっているのですけれども、この辺はなかなかこう遅々と進んでいないところだというふうに思うのです。

これなども、いまどんな状況にあるのか、是非担当課からの説明などもいただけたら、ちょうど イと連動してくるので希望します。

○委員長(前川雅志) ほかにご意見ございませんか。

ないようでありましたら、経済部ということになるかと思うのですが、経済部の中の商工業に関する事項と企業誘致に関する事項について調査をさせていただくということで、決定をさせていただきたいと思います。

なお、調査の時期につきましては正副委員長に一任願いたいと思いますがよろしいでしょうか。 では、そのようにさせていただきたいと思います。

〇委員長(前川雅志) 次に、継続審査となりました 2 案件、1 議案、1 陳情につきまして、次回の委員会の開催についてお諮りをいたしたいと思います。

次回委員会を、6月15日13時から開催したいと思いますがよろしいでしょうか。 異議がないようでありますので、次回委員会は6月15日13時から開催いたします。

○委員長(前川雅志) 皆さまの方から、ほかに何かございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(前川雅志) ないようでありますので、本日の案件は終了させていただきます。 これをもって、本日の委員会を散会いたします。

(13:25 閉会)